

加須市告示第 9 9 号

加須市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

加須市長 角 田 守 良

加須市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の交通安全意識の向上及び交通事故被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入する自転車の利用者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 2 2 年加須市規則第 5 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者であって、自転車を利用するもの
- (2) 市内の販売店において、自ら着用するヘルメットを購入した者
- (3) 補助金の交付申請時において、市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない者

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が自転車に乗車するときに着用する新品のヘルメットであって、次のいずれかに該当するものの購入に要する経費とする。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した S G マークが表示されているもの
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した J C F マークが表示されているもの

- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク(EN1078)が表示されているもの
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマークが表示されているもの
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマークが表示されているもの
- (6) 国際標準化・規格設定機関が安全基準に適合することを認証したASTMマークが表示されているもの
- (7) 米国非営利組織スネル記念財団が安全基準に適合することを認証したSNELLマークが表示されているもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が適当と認めるもの

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、2,000円を上限とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、ヘルメットを購入した日から起算して6箇月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者の本人確認書類(住所、氏名及び生年月日を記載しているもの)の写し
- (2) ヘルメットを購入したことが分かる書類(日付、品名、購入金額、購入店等を記載しているもの)の写し
- (3) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たしているヘルメットであることを証するものの写し。ただし、購入したヘルメットの提示をもってこれに代えることができる。

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する申請は、補助対象者1人につき、ヘルメット1個かつ1回を限度とする。

3 補助対象者が未成年であるときは、その保護者が第1項に規定する申請を行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、自転車用ヘルメット購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、自転車用ヘルメット購入費補助金返還命令書(様式第3号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に購入したヘルメットについて適用する。